

公益減免について

◎ 減免対象となる範囲

公益のために直接専用すると認められる軽自動車等は減免の対象になります。

- (1) 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有し、当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設の利用者のために専用されること。
また、車検証上の所有者及び使用者が、ともに上記の社会福祉法人等であること。
(※ローンを組んでいて所有権が留保されている車両の場合は、使用者が上記の社会福祉法人等であること。)
 - (2) 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関が所有又は使用する軽自動車等のうち同項第2号に規定する初心運転者講習に使用するもの。
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が所有し、法人の定款等に定められた事業の用に直接供する軽自動車等であること。
- (注)・当該車両の利用目的が規定されている事業に専用するためでなく、単に職員の事務連絡や役員員の送迎等である場合は減免の対象になりません。

・車検切れの車両やリース契約車両は減免の対象になりません。

◎ 減免申請の手続き

(1) 減免申請に必要な書類

- 軽自動車税減免申請書(公益等)【様式第72号】
- 軽自動車税納税通知書
- 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要)、標識交付証明書又は軽自動車届出済証(軽二輪車) ※写し可
- 法人の規約又は定款等 ※写し可

(2) 申請期限

軽自動車税納税通知書が届いた日(通常は5月中旬)から納期限(通常は5月末日)までの開庁日

- ※ 申請期限日以降の年度途中の減免申請は受理できませんのでご注意ください。
- ※ 申請期限日までに申請をされなかった又は4月2日以降に取得した軽自動車等は、翌年の賦課期日に減免の対象となっていれば、翌年度に減免申請を行ってください。

(3) 申請窓口

高崎市役所2階資産税課又は各支所税務課

◎ 減免額

減免される税額は どの車種も全額減免(減免率100パーセント)になります。

◎軽自動車税の減免についてのお問い合わせ先

高崎市 資産税課 税務証明担当 027-321-1217(直通) 〒370-8501高崎市高松町35-1

倉渕支所 税務課	027-378-4523	新町支所 税務課	0274-42-1236
箕郷支所 税務課	027-371-9051	榛名支所 税務課	027-374-5110
群馬支所 税務課	027-373-1214	吉井支所 税務課	027-387-3114

なお、普通自動車に関する減免については、群馬県自動車税事務所(027-263-4343)へお問い合わせください。